

神戸市シルバー人材センター会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸市シルバー人材センター事業基本規程（以下「基本規程」という。）に規定するもののほか、神戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の登録（以下「入会」という。）、退会、処分等の手続を定めることを目的とする。

(入会希望者説明会)

第2条 基本規程第5条第1項に規定する入会希望者説明会（以下「説明会」という。）は、センターのホームページの視聴等の方法により随時開催する。

2 入会希望者は、説明会を受講しなければならない。

(入会申込)

第3条 説明会を受講した者は、センターに入会を申込みことができる。

2 入会申込書の様式は、様式1に定めるとおりとする。

(入会申込の受付)

第4条 入会申込は、センターのホームページ又は入会申込書の郵送等で受け付ける。

2 センターは、申込者に次条に規定する個別面談の日時を教示しなければならない。

(個別面談)

第5条 基本規程第5条第2項に規定する個別面談は、毎月日時を定めて行い、入会希望者に次の事項の確認・聴取を行うものとする。

- (1) 入会希望者が基本規程第4条に規定する会員資格を有すること。
- (2) 入会申込書及び個別面談時に受け付ける通知書に記載した事項が事実であること。
- (3) 入会申込書記載事項以外の就業その他に係る入会申込者の希望等

2 通知書の様式は、様式2に定めるとおりとする。

(入会の決定)

第6条 入会の決定は、基本規程第5条第3項に基づき、理事長が行うものとする。

(会員証)

第7条 基本規程第7条第1項に規定する会員証の様式は、様式3に定めるとおりとする。

(職権による退会)

第8条 職権による退会は、基本規程第8条第3項に基づき、理事長が行うものとする。

(再入会)

第9条 基本規程第8条の規定により退会をした者（死亡した者を除く。）が再度入会を希望した場合は、原則として第2条から第7条の規定を準用する。ただし、基本規程第6条に定める会費を納入しなかったことにより退会となった者は、未納分の会費を支払ったうえで入会することができるものとする。

(処分)

第10条 基本規程第4条に規定する会員資格、基本規程第9条に規定する会員の処分に関する事項は、別に定める神戸市シルバー人材センター会員資格等審査委員会で審議のうえ、理事長に具申する。

- 2 基本規程第9条第1項に規定する非違行為等を会員が行なった場合は、その事実の判明から処分を行うまでの間、理事長は当該会員の就業を停止することができるものとする。
- 3 当該会員を就業停止処分とした場合は、前項の就業を停止した期間を就業停止処分の期間に算入する。
- 4 理事長は、会員を処分する場合、書面でこれを通知する。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前にセンターに入会申込をした者で平成15年4月30日までに支部で行う個別面談等を受けなかった者については、第2条から第9条の規定を準用する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年3月2日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条ただし書きについては、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 第4条第1項第1号の規定は、この規程の施行前に入会した者及び入会申込をした者には適用しない。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。